

## 特定事業の選定について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき、情報通信科学館(仮称)整備等事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定しましたので、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表します。

平成14年6月10日

香川県知事 真鍋 武紀

## 特定事業の選定について

### 1 事業概要

情報通信科学館(仮称)(以下「本施設」という。)は、県内の高度情報化の推進拠点として、県民の情報リテラシーの向上を図るとともに、情報化による集いと交流の創出によりサンポート高松の賑わいのある街づくりに寄与することを目的に整備・運営を行います。

#### (1) 施設整備概要

##### ア 整備場所

香川県高松市浜ノ町1番269

サンポート高松内シンボルタワー(仮称)高層棟4階及び5階部分

##### イ 施設構成

区分	備えるべき機能
ミュージアムゾーン	・情報化に関する理解を楽しみながら深めることができる機能 ・親子で情報機器操作を体験し、情報機器に慣れ親しむことができる機能
アカデミーゾーン	・気軽に受講できる講座等により、情報リテラシーを高めることができる機能 ・情報化関連書籍や地域映像作品等の閲覧ができ、情報化に関する基礎的な相談もできる機能
コミュニケーションゾーン	・優れた映像作品の鑑賞や最新の映像技術を体験できる機能 ・県民に発表の場を提供したり、情報化関連の各種交流イベント等を開催できる機能
管理諸室	・サービス機能(受付、トイレ等) ・管理機能(事務室、倉庫、会議室等)

## (2) 事業内容

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が香川県（以下「県」という。）の所有するシンボルタワー（仮称）高層棟4階及び5階部分において、本施設の展示等室内整備業務及び維持管理・運営業務を行うことを事業の内容とします。

また、開業後10年間にわたる施設の維持管理・運営業務の終了後、選定事業者は県に施設を無償で譲渡するものとします。

対象となる事業の範囲は次のとおりです。

展示等室内整備業務

展示及び情報関係機器・システム、什器・備品等の設計、施工等

維持管理・運営業務

展示及び情報関係機器・システム、什器・備品等に係る保守修繕（リニューアルを含む。）利用の受付、企画・運営（財団法人香川情報化推進機構がアカデミーゾーンで行う運営を除く。）

## (3) 事業方式

選定事業者が本施設の展示及び情報関係機器・システム、什器・備品等を設計・施工し、10年間にわたる所有・維持管理業務及び運営業務を遂行した後、所有していた展示及び情報関係機器等を県に無償譲渡するBOT（Build Operate Transfer）方式とします。

## 2 県が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

### (1) コスト算出による定量的評価

#### ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の県の財政負担額とPFI方式により実施する場合の県の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

	県が自ら実施する場合	P F I方式により実施する場合
算定対象となる経費等	開業費 展示等整備費（開業時） 人件費 維持管理費 運営費 修繕費 リニューアル費 保険料 貸室使用料収入	開業費 展示等整備費（開業時） 人件費 維持管理費 運営費 修繕費 リニューアル費 保険料 租税公課 モニタリング費 貸室使用料収入
共通条件	設計・施工期間 1年間 維持管理・運営期間 10年間 施設規模 専有面積約3,330㎡ インフレ率 1% 割引率 4%（インフレ率1%込み）	
展示等整備に関する費用	香川県及び他自治体の類似施設の実績並びに近年の物価水準等を基に算定を行いました。	設計・施工・維持管理・運営の一括発注による効率化が図られ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が行われることによるコスト縮減を想定し、算定を行いました。
維持管理・運営に関する費用	香川県及び他自治体の類似施設の実績並びに関係事業者の参考見積り等を基に算定を行いました。	設計・施工・維持管理・運営の一括発注による効率化が図られ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が行われることによるコスト縮減を想定し、算定を行いました。
資金調達に関する事項	起債 一般財源	自己資金 銀行借入

#### イ 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施した場合の県の財政負担額とPFI方式により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較しました。なお、これらの額は、リスク調整前の数字です。

この結果、本事業を県が自ら実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が約10%削減されるものと見込まれます。

項目	財政負担額(現在価値換算)	財政負担額(単純合計)
県が自ら実施する場合	約4,450百万円	約5,447百万円
PFI方式により実施する場合	約3,987百万円	約4,922百万円
財政負担額の削減率	10.4%	9.6%

#### (2) PFI方式により実施することの定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、県の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できます。

##### ア 効率的な維持管理・運営の実施

設計・施工・維持管理・運営までを一括して選定事業者任せのため、各業務毎に発注する場合と比較し、設計段階から運営段階までの効率化やコストの最小化を視野に入れた整備が可能になります。

##### イ 公共サービス水準の向上

設計・施工・維持管理・運営までの一貫した体制の採用によって、また選定事業者の持つノウハウや創意工夫の発揮によって、施設の利用しやすさ及び機能の向上並びに利用者ニーズに迅速に対応した良質で多様なサービスの提供が期待できます。

##### ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を県及び選定事業者の間で明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できます。

##### エ 財政支出の平準化

本事業に必要な費用を10年間にわたる維持管理・運営期間を通じて平準化し、サービスの対価として毎年一定額を支払うことから、財政支出を平準化することが可能になります。

#### (3) 総合的評価

本事業は、PFI方式により実施することで、事業全体を通じて選定事業者の資金調達力や効率的・効果的な事業ノウハウを活用することが可能となり、結果として定量的評価における財政負担の縮減に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待され、またそれらによる地域経済・社会への波及効果も期待できます。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定します。